

資料 4 総合法律支援制度創設の理念と法テラスが目指した姿

1	司法制度改革審議会	1
2	司法制度改革推進本部	3
3	司法制度改革推進本部司法アクセス検討会	5
4	総合法律支援法案の政府内の決定と国会審議における趣旨 説明	7
5	総合法律支援法の基本理念	8
6	法テラス初代理事長金平輝子氏が目指した法テラスの姿	9

1 司法制度改革審議会

■ 司法制度改革審議会とは

司法制度改革審議会は、「21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本施策について調査審議する」とともに「調査審議した結果に基づき、内閣に意見を述べる」（司法制度改革審議会設置法第2条）ことを目的として、平成11年7月、内閣の下に設置された審議会である。

司法制度改革審議会意見書 平成13年6月12日 冒頭部分

当審議会は、司法制度改革審議会設置法により託された調査審議に当たり、近代の幕開け以来の苦闘に充ちた我が国の歴史を省察しつつ、司法制度改革の根本的な課題を、「法の精神、法の支配がこの国の血肉と化し、『この国のかたち』となるために、一体何をなさなければならないのか」、「日本国憲法によって立つ個人の尊重(憲法第13条)と国民主権(同前文、第1条)が真の意味において実現されるために何が必要とされているのか」を明らかにすることにあると設定した。

法の精神、法の支配がこの国の血となり肉となる、すなわち、「この国」がよって立つべき、自由と公正を核とする法（秩序）が、あまねく国家、社会に浸透し、国民の日常生活において息づくようになるために、司法制度を構成する諸々の仕組みとその担い手たる法曹の在り方をどのように改革しなければならないのか、どのようにすれば司法制度の意義に対する国民の理解を深め、司法制度をより確かな国民的基盤に立たしめることになるのか。これが、当審議会が自らに問うた根本的な課題である。

我が国は、直面する困難な状況の中であって、政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革等の諸々の改革に取り組んできた。これら諸々の改革の根底に共通して流れているのは、国民の一人ひとりが、統治客体意識から脱却し、自律的でかつ社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画し、この国に豊かな創造性とエネルギーを取り戻そうとする志であろう。今般の司法制度改革は、これら諸々の改革を憲法によって立つ基本理念の一つである「法の支配」の下に有機的に結び合わせようとするものであり、まさに「この国のかたち」の再構築に関わる一連の諸改革の「最後のかなめ」として位置付けられるべきものである。この司法制度改革を含む一連の諸改革が成功するか否かは、我々国民が現在置かれている状況をどのように主体的に受け止め、勇気と希望を持ってその課題に取り組むことができるかにかかっており、その成功なくして21世紀社会の展望を開くことが困難であることを今一度確認する必要がある。

(略)

司法制度改革審議会意見書（抜粋） 平成13年6月12日

第1 21世紀の我が国社会の姿

国民は、重要な国家機能を有効に遂行するにふさわしい簡素・効率的・透明な政府を実現する中で、自律的かつ社会的責任を負った主体として互いに協力しながら自由かつ公正な社会を築き、それを基盤として国際社会の発展に貢献する。

第2 21世紀の我が国社会において司法に期待される役割

1. 司法の役割

法の支配の理念に基づき、すべての当事者を対等の地位に置き、公平な第三者が適正かつ透明な手続により公正な法的ルール・原理に基づいて判断を示す司法部門が、政治部門と並んで、「公共性の空間」を支える柱とならなければならない。

2. 法曹の役割

国民が自律的存在として、多様な社会生活関係を積極的に形成・維持し発展させていくためには、司法の運営に直接携わるプロフェッションとしての法曹がいわば「国民の社会生活上の医師」として、各人の置かれた具体的な生活状況ないしニーズに即した法的サービスを提供することが必要である。

3. 国民の役割

統治主体・権利主体である国民は、司法の運営に主体的・有意的に参加し、プロフェッションたる法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成・維持するように努め、国民のための司法を国民自らが実現し支えなければならない。

第3 21世紀の司法制度の姿

1. 司法制度改革の三つの柱

第一に、「国民の期待に応える司法制度」とするため、司法制度をより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする。

第二に、「司法制度を支える法曹の在り方」を改革し、質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する。

第三に、「国民的基盤の確立」のために、国民が訴訟手続に参加する制度の導入等により司法に対する国民の信頼を高める。

2. 21世紀の司法制度の姿

(1) 国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）

国民にとって、より利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法とするため、国民の司法へのアクセスを拡充するとともに、より公正で、適正かつ迅速な審理を行い、実効的な事件の解決を可能とする制度を構築する。

(2) 司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）

高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において厚い層をなして活躍する法曹を獲得する。

(3) 国民的基盤の確立（国民の司法参加）

国民は、一定の訴訟手続への参加を始め各種の関与を通じて司法への理解を深め、これを支える。

2 司法制度改革推進本部

■ 司法制度改革推進本部／同本部顧問会議とは

前記1の意見書を受け、政府は、司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、平成13年12月1日に、内閣に司法制度改革推進本部を設置した。

その組織は、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び法務大臣を副本部長、それ以外の全ての国務大臣を本部員として組織した。

また、同本部では、各界の有識者からの意見を募るべく、平成14年1月から、司法制度改革推進本部顧問会議を開催した。

同顧問会議では、小泉純一郎内閣総理大臣から、総合法律支援の仕組みの必要性について、以下のような発言がなされていた。

第6回司法制度改革推進本部顧問会議 平成14年10月2日 議事録（抜粋）

○小泉内閣総理大臣 国民に頼りがいのある司法を実現することは、現在、内閣が総力をあげて取り組んでいる構造改革の基盤をなすものであります。

迅速な判決、迅速な権利の実現を期待できる裁判にしなければならない。先般、裁判の結果が出るまでの期間を2年以内に、という具体的な目標をお示ししましたが、これを実現するために、新たな枠組みを法律で定めることが必要であります。

一方、制度を動かすのは人でありますから、裁判の迅速化のためにも、法曹の質と量の拡充が必要であります。本日御議論いただいた法曹養成制度改革に関する一連の法案を秋の臨時国会に速やかに提出し、その成立を期したいと思います。

司法を国民の手の届くところに置かなければなりません。そのために、人材を育成し、法曹人口を増やすとともに、全国どの町に住む人にも法律サービスを活用できる制度を構築する必要があります。

第9回司法制度改革推進本部顧問会議 平成15年2月6日 議事録（抜粋）

○小泉内閣総理大臣 更に、**司法は「高嶺の花」にとどまらないで、「手を伸ばせば届く」という、だれにとってもそういう存在にならなければならないと思います。そこで、法的紛争を抱えた市民が、気軽に相談できる窓口を広く開設し、きめ細やかな情報や総合的な法律サービスを提供することにより、全国どの街でも、市民が法的な救済を受けられるよう、司法ネットの整備を進める必要があると思います。**

第12回司法制度改革推進本部顧問会議 平成15年7月30日 議事録（抜粋）

○小泉内閣総理大臣 本日、司法ネットのイメージが示されたと思います。どこに住んでいる市民にとっても民事訴訟の支援、被疑者段階からの弁護など、法律サービスの提供も受けられるような身近で総合的なアクセス窓口が必要であり、そのための体制を新たに整備する必要があります。

こうした司法ネットの中核となるセンターが担うべく事業内容と、既存の関連サービスとの連携や協力の在り方について、名前も含めて速やかに検討を進めていただきたいと思います。

■ 司法アクセス検討会とは

司法アクセス検討会は、司法制度改革推進本部において主要テーマごとに開催していた有識者等による検討会の1つであり、主に、「裁判所へのアクセスの拡充」という観点からの立法課題、具体的には、国民が裁判所に訴えを提起する際の手数料等のほか、民事法律扶助の拡充なども検討課題とされていた。

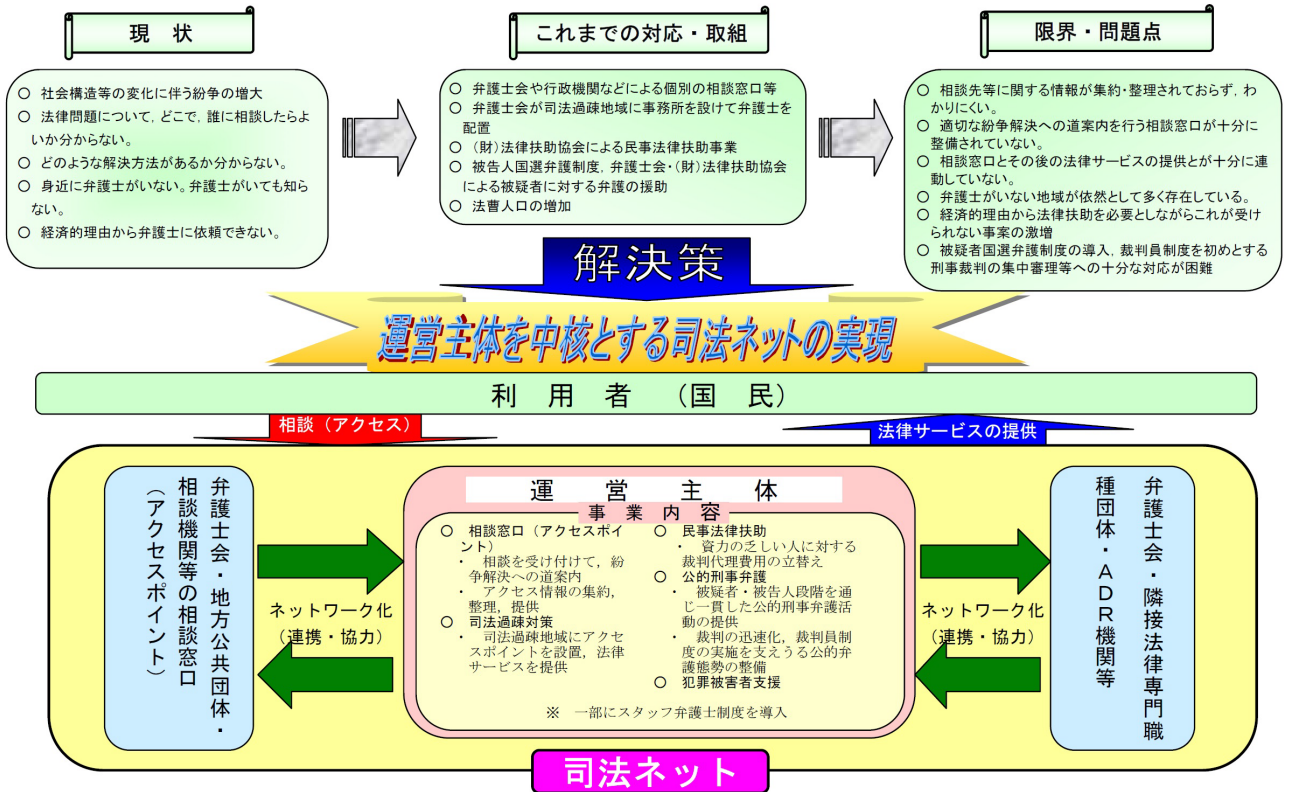
第22回検討会 平成15年12月25日

委員了承事項の要旨

- 新たに設ける運営主体を中核として、民事・刑事を問わず国民が全国どこでも法律上のトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるような総合法律支援体制を整備すること
- 司法ネットの中核となる運営主体は、公正中立で、運営責任の明確性及び経営内容の透明性が図られ、かつ、提供するサービスの質及び効率の向上を図る仕組みを備えた法人とし、その組織は、独立行政法人の枠組みに従いつつ、運営主体の行う業務が司法に密接に関わるものであること等を踏まえた適切な組織形態とすること
- 運営主体は、契約関係にある弁護士の個別の弁護活動・訴訟活動について、指揮命令できないものとする事とするとともに、運営主体による業務の運営に関し、特に公正かつ中立な判断を確保する必要がある事項を審議するため、有識者等から成る機関を置くこと

■ 司法ネット構想概要図（第22回司法アクセス検討会資料）

司法ネット構想



4 総合法律支援法案の政府内の決定と国会審議における趣旨説明

■ 総合法律支援法案の政府内の決定

総合法律支援法案については、司法制度改革推進本部において本部決定がなされ、平成16年3月2日に閣議決定された。

■ 総合法律支援法案の国会審議における趣旨説明

総合法律支援法案については、平成16年3月2日、第159回通常国会に提出され、同年4月14日に以下のとおりの趣旨説明がなされた。なお、同法案は、同月27日に衆議院本会議で可決され、同年5月26日に参議院本会議で可決・成立し、同年6月2日、総合法律支援法（平成16年法律第74号）が公布された。

第159回国会 平成16年4月14日 衆議院法務委員会 議事録（抜粋）

総合法律支援法案趣旨説明

○野沢法務大臣 我が国においては、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になっております。この法律案は、このような状況にかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援、すなわち総合法律支援の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とするものであります。

（中略）

第三に、日本司法支援センターは、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とすることとし、その設立、組織及び運営に関し所要の規定を置くこととしております。

この支援センターは、その業務として、法による紛争解決制度の有効な利用に資する情報提供の充実強化の業務、民事法律扶助業務、国選弁護人の選任に関する業務、弁護士等を依頼することに困難がある地域における法律事務に関する業務、犯罪被害者の支援業務等を行うこととしております。

その組織及び運営については、役員の任命や中期目標を定める際等に最高裁判所の適切な関与を得ることとするとともに、その業務運営上特に弁護士等の職務の特性に配慮して判断すべき事項について審議させるため、支援センターに審査委員会を置くこととしております。

総合法律支援法（平成16年法律第74号）

（目的）

第1条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることに鑑み、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。以下同じ。）のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）の実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定め、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 総合法律支援の実施及び体制の整備は、次条から第7条までの規定に定めるところにより、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指して行われるものとする。

■ 就任時

金平輝子理事長指名記者会見 平成17年9月6日 (抜粋)

本日、法務大臣から、日本司法支援センターの「理事長となるべきもの」の指名をうけた金平輝子でございます。

(中略)

普通の市民にとっては、司法というのは、あるいは法律家というのは、敷居が高いんですね。そして、近づき難い感じが致します。

(中略)

今回の司法制度改革というか、司法と国民との距離を縮めるそのための大胆な改革、特に、裁判員制度という私から言わせれば思い切った制度を導入することによって、市民のための司法を実現しようとしている事に私は驚きと、敬意をもって参りました。

(中略)

司法を、国民にとって身近なものにする――この司法支援センターという素晴らしい構想があると知りまして驚きましたが、実は既に、それを実現する法律もできていて、近々、法人が立ち上がると教えていただきまして、二度びっくり致しました。

私は、これまでのお話から我が国社会が大きく変わろうとしていることを実感致しましたし、そしてセンターは、その証かなあとも思いました。

法律の専門家でもない私に対し、司法という法律の専門家にしかわからないと言われる難しい分野の法人、しかも、司法分野における初めての法人の理事長にならないか、とのお話でございましたので、これは、また、大変驚かない方がおかしいと申しましょうか、別の意味で驚きました。

(中略)

司法支援センターは、市民にとって一番身近なところである地方自治体や、そして各種団体との協力関係が極めて重要であると認識しております。したがって、制度を作っていく時だけでなく、実際にセンターの運営していく上においても、自治体や、民間団体との連携、協力というものが欠かせないものと思います。

私の都庁での経験や、ボランティアとして関わってきた経験も活かすことができると思います。

ところで、私は、常々、「官民協働」という事が大変大事であると考えています。これは、「民・官」と言い換えてもよいかと思います。「協働」と言う言葉を好んで使って参りましたが、協力の「協」と、働くの「働」と書くのです。すなわち、官と民がばらばらに活動するのではなくそれぞれの力を合わせ、協力して働くことということこそ国民にとって、最大限の利益をもたらすことができると考えております。

総合法律支援法の規定を見ておりますと、まさに、国や地方公共団体の責務とともに民間団体との連携・協力が強くうたわれているふうに思います。私自身、官も民も両方の立場に身を置いた経験者としても、この法律の精神を現実の支援センターの組織づくりや、運営に活かしていけたらと思います。

また、私のような法律の専門家でない、いわばボランティアとして活動してきた者が、この大きな責任を持つ、日本司法支援センターの最初の理事長になることによって、利用者の視点で私は物事をみることができると思います。そして先ほど申しましたように司法や法が、縁遠いと感じている市民の方々に親しまれる組織ができるのではないかと考えています。



法テラスニュースレター [第1号]

2006年4月13日発行

創刊にあたり

法テラス本部の業務や作業について、リアルタイムに全国の法テラスの職員にお知らせするため、このたび「法テラスニュースレター」を発行することになりました。速報性を重視しますので、内容において後日修正することもあります。できるだけ分かりやすい情報伝達に努めたいと思いますので、ご愛読ください。

編集責任者 日本司法支援センター(法テラス)
本部事務局長 一木 剛太郎

金平輝子理事長挨拶

つい先ほど、私は、本日、東京法務局において、日本司法支援センターの設立登記事務がすべて完了した事の報告を受けました。我が国に、広く国民に司法サービスを届ける機関が誕生したのです。

あらためて、理事長として、ご挨拶を申し上げます。

社会・経済の構造が変る中で、司法制度改革の必要性も早くから取り上げられました。「身近で、利用し易く、適正・迅速な司法制度を」という整理がなされたと聞いております。様々な意見を経て、平成13年司法制度改革審議会意見が出され、改革が一気に具体的になりました。それから総合法律支援法が制定されるのに時間は3年しかかかりませんでした。改革への熱い思いはあっても、短期間に、この国に例のない法律をつくるという作業が、いかに大変であったかが容易に想像がつかます。この法律にいう総合法律支援構想の中核に「日本司法支援センター」が位置づけられました。

その支援センターが、法の定める期間内に無事、今日、誕生致しました。司法制度を国民の身近なものにしよう、誰もが、法のもとで、自由に暮らせる社会を創ろうという夢の実現です。

大きな期待、重い責任——身が引き締まります。

——さて、これからです。

最高裁判所・法務省・日弁連・日司連・法律扶助協会等の関係機関の総力を挙げて準備された支援センターのサイは、今日から、センター側に移ります。ここに集まった私達の肩に、このセンターの将来が託されました。今日のこの歴史的な記念すべき日に、テープカットもありません。特別なお客様も迎えておりません。本日集まったのは、本部事務所においてこのセンターを担おうと決意したものばかりです。

ここには、これまでも準備に当たってきた人、はじめてこの仕事に携わろうという人もおられます。また、高い専門知識を要するこのセンターらしく、様々な機関・団体から様々な専門家も集まって下さいました。ご一緒に新しい支援センター作りを担う事を、誇りに思い、又、嬉しく思います。そして、業務開始は10月です。皆で力をあわせて、最後の準備に取り掛かりましょう。業務開始に先立って、理事長として、3点お願いをしておきたいと思えます。

第1に、支援センターは、常に国民に開かれた支援センターであることです。この支援センターは、非公務員型と言われる法人であり、私達は、公務員ではありませんが、支援センターを支える財源は、税金即ち国民の

ものです。国民の負託を受けて、この仕事をする事を、まず、忘れないでほしいと思います。無駄は許されません。

第2に、支援センターは利用者の役に立つ支援センターでなければならないと思います。それには、求められているものは何か、このことに常に敏感でなければならないのではないのでしょうか。サービスを提供する側が、どんなに努力し、いいものを提供しているつもりでも、相手が本当に求めているものでないこともあるということです。思い込み、思い上がりをいましめ、利用者にとって真に役に立つ存在であり続けたい、と思います。

第3に、業務は、多岐にわたります。又、専門性が期待されます。専門家集団と言われる職員各位がおられることは解りますが、求められるもの、そのサービスの質に制限はありません。

私は、役員、職員ともに、各自の専門や所掌にとらわれることなく、常に支援センター全体のことを考えて行動する総合力に期待したいと思います。とりわけ、設立当初の段階では、各種の事務も山積しています。チームワークを発揮して戴くことを期待しています。

日本司法支援センターの業務開始は、10月。

昨日、全国各紙に支援センター設立広告を掲載しました。若干費用を投入しても、支援センターをまず知って戴かなければなりません。日本司法支援センターは、まだ、まだ知られていません。まず、知っていただくところから始めなければなりません。しかも10月、業務開始の暁には、直ちにお役に立つものにしておく必要があります。ここに集まれた皆さんは、設立時に立ち会える喜び、感動をもたれていると思います。よりよい事業開始に向けて尖兵として、頑張ってください。

最後に一つ。今日お集まりの方は、ほとんどが、いわゆる本部要員の方です。しかも、この支援センターが、実際にお客様にサービスを提供するのは、全国50箇所の地方事務所です。今日、地方事務所の50人の所長さんに支援センター発足を報告するとともに、私から、所長辞令をお送りします。地方事務所でも、10月に向けて準備が始まるのです。この際申し上げますが、このセンターのサービスは、地方事務所を通して国民の皆様へ届けられるのです。本部は、地方事務所が働き易いよう、充実したセンターのサービスが、しかも充分提供できるようにバックアップするところです。是非、この視点を、今日からの仕事の中で忘れないようにお願いして、設立にあたっての理事長挨拶と致します。

なお、今日ここに集まってくださった方、そして、各地の法テラスで働いてくださる方は、これから法テラスの成功に向けて力を合わせていく仲間です。そのような仲間ですから、堅苦しい肩書きで呼ぶのではなくて、「金平さん」「寺井さん」と呼ぶことにしたいと思います。よろしく願います。

編集後記

創刊号の月号は、4月10日の法テラス設立の際に本部執務場所において、金平輝子理事長から役員に辞令交付がなされたのに引き続き行われた、理事長から役員への挨拶を掲載いたしました。このニュースレターは、発行は不定期ですが、創刊の趣旨に記載したように、速報性とわかりやすさをモットーにしたものにしたいと考えています。編集についてご意見がありましたら、遠慮なく、編集者までお知らせください。

■ 退任時

金平輝子「法テラスの設立に携わって」 ジュリスト2008年7月15日号 （抜粋）

（略）

昨今、多重債務に苦しむ人、振り込め詐欺等に巻き込まれる人々が後を絶たず、また、格差を産む社会の深刻な様相も顕在化している。社会的支援を求めながら、行政の手が後手にまわる実態を考えれば、司法が自立した市民の活動支援も今後不可欠である。しかし、いかに優れた制度を作り、サービス提供者を増やしても、アクセスが伴わなければ問題解決に至らず、制度は無用なものとなる。役に立たないのである。

かつて自治体行政の立場で、様々な人々の生活支援を経験したが、**私がもっとも怖れたのは、真に支援の必要な人を見逃すこと**であった。したがって司法制度が整備され、**弁護士等が増えても、ユーザーがアクセスできなければ、司法が身近になったとは言えない**、という改革の考え方に共感できた。

（中略）

そして私は、法テラス役職員が知名度ゼロからの出発であった法テラスを何としてもサービスを求める市民1人ひとりのお役に立つセンターにしたい、と肩を組んで組織を立ち上げ、困難を超えて支援の仕組みをひとまず作り上げてくれたことを感謝している。そして、これはひとえにこの理念があったからこそ、と信じている。

（中略）

最後に、司法制度改革が目指す身近な司法について、一言触れておきたい。なぜ、これまで司法は、国民から遠かったのか。法テラスの現場から今後ぜひ検証していく必要がある。司法過疎や、資力の問題はもちろんあるが、とにかく司法制度改革で言う国民の目線、国民の立場に立って考えるという発想には、司法が高みから手を貸すと言う発想や姿勢がどうしても拭えない。**司法による救済を待つ人々は、国民というより、個々1人ひとりなのである。**

金平輝子「特集・総合法律支援構想のゆくえ 新旧理事長から 法テラスの設立に携わって」ジュリストNo.1360（2008）59頁

※ 太字強調は事務局による。